

◆岩手県環境保全条例 届出事項一覧

(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例)

※正副2部提出のこと

届出の種類	提出者	届出の期限	届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項	
騒音発生施設の設置の届け出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで	騒音発生施設設置（使用）届出書（様式第7号）	①騒音発生施設の配置図 ②騒音特定工場等及びその付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 15万円以下の罰金	交付	条例36① 条例98	
経過措置に伴う届出（使用の届出）		騒音規制地域となった日又は騒音発生施設となった日から30日以内					条例37① 条例99	
騒音発生施設の種類の数の変更の届出	騒音発生施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで	騒音発生施設の種類の数変更届出書（様式第8号）		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金			条例38① 条例99
騒音防止の方法の変更の届出			騒音の防止の方法変更届出書（様式第9号）					
氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書（様式第2号）	不要	なし	なし		条例40
騒音発生施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から30日以内	騒音発生施設使用廃止届出書（様式第3号）					
承継の届出	承継者	承継の日から30日以内	承継届出書（様式第4号）					
環境保全監督者の選任又は解任の届出	設置者	すみやかに	環境保全監督者選任（解任）届出書（様式第18号）					